

変更届書

令和〇〇年 〇月〇〇日

兵庫県知事 殿

兵庫県指定事務所登録機関 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会 会長 殿

※変更後の情報を記入ください。

届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

【個人の場合】

開設者の氏名

【法人の場合】

登記上の法人名

代表者役名、氏名

株式会社神戸設計 代表取締役 神戸 健太

電話 (〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp

担当者氏名 神戸 太郎

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更がありましたので、建築士法第23条の5 { 第1項 } の規定により届け出ます。
{ 第2項 }

建築士事務所	開設者の氏名又は名称	株式会社神戸設計 代表取締役 神戸健太
	建築士事務所の名称	兵庫県登録設計建築士事務所
	建築士事務所の所在地	神戸市中央区北長狭通〇丁目〇番地
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	一級建築士事務所
	登録年月日	平成〇〇年〇月〇日
	登録番号	第01A〇〇〇〇〇号

※変更前の情報を記入ください。

該当する項目のみ記入

変更事項		変更前	変更後	変更年月日
		建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな
建築士事務所の所在地	〒	〒		
開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな		
法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1のとおり			
管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 一級・二級・木造の別 登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)	ふりがな 氏名 登録番号 一級・二級・木造の別 登録を受けた都道府県名 (二級・木造の場合)		
		管理建築士講習を修了した年月日 年 月 日 修了証番号 第 号		
所属建築士	別添2のとおり			

(注意)

- 届出者欄は、開設者の氏名又は名称に変更があった場合には、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 建築士事務所欄は、変更前の事項を記入してください。
- 変更があった登録事項のみ変更事項欄に記入し、又は書類を添付してください。
- 変更事項のうち、所属建築士については変更があったときから3月以内に、その他の事項については変更があったときから2週間以内に届け出る必要があります。

法人の役員名簿

性別の別、生年月日の年号いずれかを○でかこんでください。

変更前		変更後				変更年月日	
ふりがな 氏名	役名	ふりがな 氏名	性別	役名	生年月日		
ひょうご たろう 兵庫 太郎	代表取締役	ひょうご たろう 兵庫 太郎	男 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 令和	〇〇年〇月 〇〇日	R〇年〇月〇 日
こうべ けんた 神戸 健太	取締役	こうべ けんた 神戸 健太	男 女	代表取締役	明治・大正 昭和・平成 令和	〇〇年〇月 〇〇日	R〇年〇月〇 日
※就任の場合空白		こうべ はなこ 神戸 花子	男 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 令和	〇〇年〇月 〇〇日	R〇年〇月〇 日
ひめじ かずこ 姫路 一子		※辞任の場合空白	男 女	取締役	明治・大正 昭和・平成 令和	〇〇年〇月 〇〇日	R〇年〇月〇 日
※監査役は届出不要です。			男・女		明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日	
		商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)に記載の就退任年月日を記入してください。					
※変更前、変更後における全ての役員を記入してください。 (登録事項に変更がない役員は、変更前欄及び変更後欄を記入してください。) ※変更が生じた場合はその都度、2週間以内に届出ください。 ※全ての役員についてこの書類に記入できない場合は、別紙有の口の中に☑をつけた上で、この書類に記入できない部分を別紙に記入して添付してください。							
			男・女		明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日	
			男・女		明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日	
			男・女		明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日	
			男・女		明治・大正 昭和・平成 令和	年 月 日	

別紙有
 無

- (注意)
- 1 変更前及び変更後における全ての役員を記入してください。
 - 2 役員を退任した者は、変更前欄及び変更年月日欄を記入してください。この場合においては、変更年月日欄に商業登記簿記載の退任年月日を記入してください。
 - 3 新たに役員に就任した者は、変更後欄及び変更年月日欄を記入してください。この場合においては、変更年月日欄に商業登記簿記載の就任年月日を記入してください。
 - 4 氏名又は役名に変更があった役員は、変更前欄、変更後欄及び変更年月日欄を記入してください。
 - 5 氏名又は役名に変更がない役員は、変更前欄及び変更後欄を記入してください。
 - 6 全ての役員についてこの書類に記入できない場合は、別紙有の口の中にレを付けた上で、この書類に記入できない部分を別紙に記入して添付してください。

誓約書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

個人の場合：神戸 健太

法人の場合：株式会社神戸設計

登録申請者の氏名 代表取締役 神戸 健太

兵庫県知事 殿
兵庫県指定事務所登録機関 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会

【個人の場合】

氏名のみ記入

【法人の場合】

登記上の法人名、代表者役職、
氏名を記入

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。